

大分市教委公告第1号

次のとおり、大分市外国語指導助手（ALT）派遣業務を公募型プロポーザル方式で実施するので、公告する。

令和8年1月8日

大分市教育委員会 教育長 粟井 明彦

1. 目的

児童生徒が外国の文化や言語に触れ、それらに対する興味・関心・意欲を高めるとともに、コミュニケーションを図る資質・能力の育成を図るため、各小中学校及び義務教育学校等に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣し、外国語科、外国語活動及び国際理解教育の授業等において活用することを目的とする。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 大分市外国語指導助手（ALT）派遣業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「大分市外国語指導助手（ALT）派遣業務仕様書」のとおり |
| (3) 人 数 | ALT 9名（派遣人数は予定であり変更を行う可能性がある。） |
| (4) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで |
| (5) 提案上限額 | ○令和8年度 47,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
○令和9年度 47,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| (6) 契約方法 | 公募型プロポーザル方式による受託候補者との随意契約 |

3. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っていない者。
- (5) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24

年大分市告示第377号)に基づく排除措置期間中でないこと。

- (6) 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (7) 国税、地方税を完納している者であること。
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める小学校、中学校または義務教育学校に対する外国語指導助手の派遣を目的とする契約実績を有するものであること。

4. 審査方法

選定委員会において、提案者から提出された企画提案書についての説明(プレゼンテーション及びヒアリング)を受け、審査基準に従って審査を行い、各委員が採点した点数を合計した総合点数の最も高い提案書を提出した提案者を受託候補者として選定する。

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、参加表明書の受付順とする。

5. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかつた場合。
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (8) その他、選定委員会が不適当と認めるとき。

6. プロポーザルの手続き

(1) 仕様書等の交付

- ①交付期間 公告日から令和8年1月22日(木)午後5時15分まで
- ②交付場所 8. 事務局に同じ
- ③交付方法 大分市ホームページよりダウンロード
(URL <https://www.city.oita.jp/>)

(2) 実施要領及び仕様書に関する質問受付

- ①受付期間 公告日から令和8年1月22日(木)午後5時15分まで(必着)
- ②受付場所 8. 事務局に同じ
- ③受付方法 質問書(様式第3号)に質問事項を記載し、電子メールにて提出し、その後、事務局へ送信した旨の電話連絡をすること。
- ④回答方法 質問に対する回答は、令和8年1月26日(月)までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページ上で行う。

(3) 参加表明手続

- ①提出期限 令和8年1月22日（木）午後5時15分まで（必着）
②提出場所 8. 事務局に同じ
③提出方法 直接持込または郵送（簡易書留）
④提出書類 提出部数は各1部
- ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 事業者概要
 - ・労働者派遣事業の許可証の写し
 - ウ 業務実績調査書（様式第2号）
 - ・業務実績調査書に記載したすべての契約書の写し等
 - エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
 - オ 法人の直近の2事業年度決算書
 - カ 納税証明書または完納証明書（発行後3か月を超えないもの）
 - ・「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの税務署発行の最新事業年度（年）の証明書
 - ・県税に未納税額がないことの証明書
 - ・大分市で課税がある場合は、大分市が発行する完納証明書
 - 上記以外の場合は本店所在地の市町村が発行する未納税額がないことの証明書

⑤参加資格の確認

3. 参加資格要件に定める要件に該当するか確認を行い、令和8年1月26日（月）までに確認結果を通知する。また、参加資格要件を有すると認められた者には、企画提案書等の提出を依頼する。

(4) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和8年2月5日（木）午後5時15分まで（必着）
②提出場所 8. 事務局に同じ
③提出方法 直接持込または郵送（簡易書留）
④提出書類 提出部数は8部（正本1部、副本7部）
- ア 企画提案書（様式第4号及び添付書類）
 - イ 提案見積書

⑤留意事項

- ア 企画提案書の用紙規格は原則A4判（JIS規格）とする。
- イ 企画提案書の用紙の枚数は30枚以内（両面印刷・カラー印刷可）とする。
- ウ 記載内容に過不足がない限り、任意のワープロソフト等での作成も可とする。また、文書補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。
- エ 企画提案書は、ホチキス等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。
- オ 企画提案は、1者につき1つ限りとする。
- カ 企画提案書の提出期限後の修正、追加、差替え及び再提出は認めない。

⑥企画提案書等の取扱い

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、提出書類を開示することがある。

(5) 審査日時等

- ①審査日時 令和8年2月24日（火）
- ②審査場所 荷揚複合公共施設2階 大分中央公民館 小会議室
企画提案書等の提出のあった事業者に、令和8年2月5日（木）以降に連絡する。
- ③選定結果 選定結果は、プレゼンテーション及びヒアリングの参加者全員に令和8年2月25日（水）以降に書面で通知する。併せて大分市ホームページにおいて受託候補者名を公表する。

(6) その他

- ①本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者（提出者）の負担とする。
- ②提出された書類は、返還しない。
- ③提出された書類は、法令に特別の定めがある場合を除き、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- ④審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- ⑤契約締結後であっても、本業務において契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、又は契約締結者の役員等が贈賄等で逮捕される等社会的影響が大きいと本市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。

7. その他

詳細については、大分市外国語指導助手（ALT）派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領によるものとする。

8. 事務局

大分市教育委員会 教育部 学校教育課 英語教育推進室
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL：097-578-7544
E-Mail : gakkokyiku@city.oita.oita.jp